

公園墓地各種手続きに関する必要書類

	墓地使用許可証	死体火葬許可証 火葬済証 改葬許可証 のいずれか	住民票 (本籍地入り)	戸籍謄本・抄本等	誓約書	同意書	印鑑	備考
石碑の建立	○						○	・事前に石碑設置届を公園墓地管理事務所に提出し設置基準の審査を受けてください。 ・墓地臨時使用料として、工事日数1日につき、2,500円が必要です。
墓地に納骨する場合	○	○						
改葬許可書の発行	○						○	市民サービス部(市民生活担当)で発行します。 ※手続きには 納骨証明書 を持参してください。
納骨証明書の発行	○						○	
墓地の返還	○						○	未使用墓地を返還された場合については、還付金があります。使用者の通帳と免許証など、公的機関発行の身分証明書をお持ちください。
墓地の承継(名義変更)	○		○ ※承継者分	○ ※一般的には、使用者と承継者の続柄がわかる戸籍	○	○ ※資格者全員	○	・名義書換手数料として、1,000円が必要です。 ・どなたが承継されるかによって、必要な戸籍等が異なりますので、事前に、公園墓地管理事務所にお問い合わせください。
墓地使用許可証の再交付			○				○	・再交付手数料として、3,000円が必要です。 ・免許証など、公的機関発行の身分証明書をお持ちください。
墓地使用者の住所変更	○		○				○	
本籍変更	○		○				○	
氏名変更	○			○			○	

※住民票等の公文書につきましては、発行日より3カ月以内のものがが必要です。

寝屋川市 市民サービス部 市民生活担当
寝屋川市公園墓地管理事務所

072-825-2204
072-823-5699